

# 「会社法施行規則案」等に関する意見書

2005年12月27日

大阪弁護士会

## はじめに

平成 17 年 11 月 29 日、法務省から会社法（平成 17 年法律第 86 号）の委任に基づく事項その他会社法の施行に必要な事項を定める会社法施行規則案等 9 つの法務省令案（以下「法務省令案」という。）が公表され、これらに対するパブリックコメントが求められている。当会は、法務省令案自体の重要性、実務に対する影響の大きさに鑑み、検討チームを組織して法務省令案の構成またはその内容について検討を重ねてきたが、今般、これらを取り纏め、次のとおり意見を述べることにする。

なお、法務省令案は平成 15 年 10 月に公表された「会社法の現代化に関する要綱試案」に対するパブリックコメントとは異なりその趣旨、射程距離を解説する補足説明等が公表されなかったため、字句等の表現だけでその内容の当否を判断せざるをえず、また、公表からパブリックコメントの締切りまで 1 ヶ月と短期間であることから、法務省令案の全ての条項に逐一コメントを付すという方法を選択せず、法務省令案の構成のあり方、当会として重要と考える条項を摘示してコメントを付す形で意見を述べることにしたい。

## 全体を通じて

### 1 法務省令の構成、体系について

#### [ 意 見 ]

法務省令の制定・公布に際しては、会社法施行規則（本体省令）以外に個別省令を多数設けるのではなく、本体省令に取り込んで省令数を減らし、できれば一つの省令に纏めるべきである。

#### [ 理 由 ]

- 1 公表された法務省令案については、一つの法務省令において規定すると、相当長大な省令になることが予想されること、規定間の分量のバランスを崩し、かえって読みづらくなることから、会社関係者の利便性を損なうことを危惧し、九つに区分されている。
- 2 しかしながら、会社法施行規則案に実質的な内容が定められ技術的な事項が別省令に委ねられているのであれば格別、会社法施行規則案上も単に「別に省令で定めるところによる」とだけで意味のある規定が設けられているわけではなく、これら形式的な条項を探るためだけに本体省令に当たりその後個別省令を確認しなければならないというのは不便であり、しかも、該当する個別省令が複数にまたがる場合（例えば、株主総会等に関する省令案と株式会社の監査に関する省令案の双方に当たる必要がある場合、また、法 445 条で 4 項は本体省令から経産省令、5 項は本体省令から組織再編省令に委任される場合等）では、確認すべき条項を見落とすことにもなりかねない。

本来、省令は法律から技術的事項、細目的事項について委任を受けて制定するものであるから、その内容が詳細なものか、簡易なものか差異が生じるのはやむを得ないのであって、できる限り本体省令を確認すれば内容を知りうるようにすべきで、利用者の利便性は目次の充実等により図るべきである。

現行商法施行規則は、複数の省令を整理し一覧性を確保し、利用者の利便に貢献しているものであるから、先例を踏まえ一覧性を重視した構成にすべきである。

## 2 パブリックコメントのあり方について

### [意見]

法務省は、他の官庁と同様に提出された意見について、採用、反映の有無、その理由等の検討結果を公表すべきである。

### [理由]

- 1 今般のパブリックコメントは、概要が公表されただけで、法律とは異なり省令案の内容の補足説明もないため、意見を提出する側からすれば、意見の内容が誤解に基づくものなのか否かということも明らかではない。
- 2 法務省のホームページでは、意見募集に際し「なお、頂きました御意見については、法務省民事局において取りまとめの上、今後の検討に当たり参考にさせていただきますが、提出された方の氏名（法人その他の団体においては、名称）、御意見の内容等を公開する可能性があること及び個々の御意見に直接回答することはないことをあらかじめ御了承願います。」との記載があるが、直接の回答までは求めないとしても、提出された意見がどのように扱われたのか、採用されなかった場合にはその理由を含めて開示すべきである。

## 3 会社法が省令に委任する範囲と法務省令案の整合性について

### [意見]

法務省令案は、会社法の委任の範囲を超えていると考えられる部分が見受けられ、さらに各法務省令案には精神規定、訓示規定と見られるべき規定が多数混在しており、あたかも新たに法律案を制定するかのとき内容が含まれている。

法律に欠缺がある場合、ある程度政令、省令がこれを補完する必要があることまで否定するものではなく、新会社法に補完すべき点がいくつか存在することは否定できない。しかしながら、これにも限度があり、新会社法が省令に委任する範囲を超えているのではないかと疑問を抱かせる規定、例えば、枝省令に含まれる精神規定や訓示規定は必要性だけでなく、その規定する内容自体に疑問があり、更には法律本体の解釈に疑義を生ぜしめ実務をいたずらに混乱させることになりかねないので、基本的に削除すべきである。

## 4 条項の表現について

### [意見]

法務省令の条項の表現には、括弧書きを多用する、否定形（特に二重否定）を多用する、例外を規定してその他全てといった方法をとる、法には存在しない新しい概念を導入する等、一読してイメージすらつかめない規定が多数存在している。新会社法は多数の国民一般が利用することを念頭におき、表現に工夫し、解りやすい規定にするべきである。

また、「解してはならない」（会社法施行規則案 21 条 2 項）といった本来解釈に委ねられる事項を省令で定めること控えるべきである。異なる表現（「以内」と「内」等）の混在、条項の引用間違い、多数の誤植の訂正等を含め、省令の重要性を踏まえ慎重に表記すべきある。

## 個々の省令案について

### 1 会社法施行規則案

( 検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券 )

第 15 条 法第 33 条第 10 項第二号に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって有価証券の価格とする方法とする。

- 一 法第 30 条第 1 項の認証の日における当該有価証券についての最終取引価格
- 二 法第 30 条第 1 項の認証の日の属する週の前週の各日における当該有価証券についての最終取引価格の平均額
- 三 法第 30 条第 1 項の認証の日において当該有価証券が公開買付け等の対象であるときは、当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

[ 意 見 ]

二号は、前週の平均では期間的に短すぎると考えられることから、1ヶ月程度の期間とすべきである。

また、柱書の「いずれか高い額」ではなく、「最も低い額」とすべきである。

[ 理 由 ]

1 会社法施行規則案では、有価証券の市場価格を定める際、いずれの条項においても、本条と同内容で規定している。しかしながら、市場価格は変動するものであるから、平均価格を算定するにしても、算定の対象期間が短期の場合には、一時的な価格高騰の影響を受けて、実体を反映していない可能性がある。なお、有利発行に関連するもので趣旨は異なるが、日本証券業協会の平成 15 年 3 月 11 日付「『中間発行増資及び第三者割当増資の取り扱いに関する指針』の一部改正について」では、決議の 6ヶ月前の日以降の任意の日から当該決議直前日までの間の価額を算定し、その価額に 0.9 を乗じた額以上の価額であることとしている。

そこで、より長期の、具体的には、上記日本証券業協会の指針と同様、認証の 6ヶ月前の日以降の任意の日から当該認証直前日までの間の価額を算定の基礎とすべきであろう。かかる期間の平均に関する資料は、証券会社等に依頼する等入手も容易である。

2 次に、「いずれか高い額」とした場合には、市場性のある有価証券について最終取引価格が高い日を選択してその日に価額を決定すれば、その価額が第二号または第三号の額と相当に乖離している場合にも、検査役の検査が不要となる。一時的な価格の高騰により検査役の検査が不要となることは適当ではないと考えられることから、「最も低い額」とすべきである（なお、上記のように、第二号について 1ヶ月程度の期間の平均額を採用すれば、検査役の検査が必要とされる基準金額が不当に低額となるという弊害も生じないと考えられる。）。

( 種類株式の内容 )

第 21 条 法第 108 条第 3 項に規定する法務省令で定める事項は、次の各号に事項について内容の掲げる異なる種類の株式の内容( 法第 322 条第 2 項に規定する株式の内容を除く。 )のうち、当該各号に定める事項以外の事項とする。

- 一 剰余金の配当 配当財産の種類
- 二 残余財産の分配 残余財産の種類
- 三 株主総会において議決権を行使することができる事項 法第 108 条第 2 項第三号イ

に掲げる事項

- 四 当該種類の株式について、株主が当該株式会社に対してその取得を請求することができること 次に掲げる事項
- イ 法第 107 条第 2 項第二号イに掲げる事項
  - ロ 当該種類の株式一株を取得するのと引換えに当該種類の株主に対して交付する財産の種類
- 五 当該種類の株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること 次に掲げる事項
- イ 一定の事由が生じた日に当該株式会社がその株式を取得する旨
  - ロ 法第 107 条第 2 項第三号ロに規定する場合における同号イの事由
- 八 法第 107 条第 2 項第三号八に掲げる事項（当該種類の株式の株主の有する当該種類の株式の数に応じて定めるものを除く。）
- 二 当該種類の株式一株を取得するのと引換えに当該種類の株主に対して交付する財産の種類
- 六 当該種類の株式について、当該株式会社が株主総会の決議によってその全部を取得すること 法第 108 条第 2 項第七号イに掲げる事項
- 七 株主総会（取締役会設置会社にあつては株主総会又は取締役会、清算人会設置会社にあつては株主総会又は清算人会）において決議すべき事項のうち、当該決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とするもの 法第 108 条第 2 項第八号イに掲げる事項
- 2 次に掲げる事項は、前項の株式の内容に含まれるものと解してはならない。
- 一 法第 164 条第 1 項に規定する定款の定め
  - 二 法第 167 条第 3 項に規定する定款の定め
  - 三 法第 168 条第 1 項及び第 169 条第 2 項に規定する定款の定め
  - 四 法第 174 条に規定する定款の定め
  - 五 法第 189 条第 2 項及び第 194 条第 1 項に規定する定款の定め
  - 六 法第 199 条第 4 項及び第 238 条第 4 項に規定する定款の定め

[ 意 見 ]

- 1 1 項は、定款で定めるべき「内容の要綱」（法 108 条 3 項）が明確となるように規定の仕方、文言を整理すべきである。
- 2 2 項柱書の解釈の仕方を規定する「解してはならない」との文言は、文言として不適切であり、「含まれない」または「除く」等の文言を使用すべきである。

[ 理 由 ]

株主の保護の観点からは、種類株式の「内容の要綱」（法 109 条 3 項）として定められるべき事項は、具体的かつ明確に規定されるべきであるが、法及び本条を一読しただけでは「内容の要綱」として定めるべき事項が理解しにくい。

（株主名簿記載事項の記載等の請求）

- 第 23 条 法第 133 条第 2 項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 株式取得者が株主として株主名簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該株式取得者の取得した株式に係る法第 133 条第 1 項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。
  - 二 株式取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

- 三 株式取得者が指定買取人である場合において、譲渡等承認請求者（法第 139 条第 2 項に規定する譲渡等承認請求者をいう。以下この編において同じ。）に対して売買代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。
- 四 株式取得者が一般承継により当該株式会社の株式を取得した者である場合において、当該一般承継を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。
- 五 株式取得者が当該株式会社の株式を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことを証する資料を提供して請求をしたとき。
- 六 株式取得者が株式交換（組織変更株式交換を含む。）により当該株式会社の発行済株式の全部を取得した会社である場合において、当該株式取得者が請求をしたとき。
- 七 株式取得者が株式移転（組織変更株式移転を含む。）により当該株式会社の発行済株式の全部を取得した株式会社である場合において、当該株式取得者が請求をしたとき。
- 八 株式取得者が法第 197 条第 1 項の株式を取得した者である場合において、同条第 2 項の規定による売却に係る代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。
- 九 株式取得者が株券喪失登録者である場合において、当該株式取得者が法第 221 条第四号に規定する株券喪失登録日の翌日から起算して 1 年を経過した日以降に、請求をしたとき（株券喪失登録が当該日前に抹消された場合を除く。）。
- 2 前項の規定にかかわらず、株式会社が株券発行会社である場合には、法第 133 条第 2 項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 株式取得者が株券を提示して請求をした場合
- 二 株式取得者が株式交換（組織変更株式交換を含む。）により当該株式会社の発行済株式の全部を取得した会社である場合において、当該株式取得者が請求をしたとき。
- 三 株式取得者が株式移転（組織変更株式移転を含む。）により当該株式会社の発行済株式の全部を取得した株式会社である場合において、当該株式取得者が請求をしたとき。
- 四 株式取得者が法第 197 条第 1 項の株式を取得した者である場合において、同条第 2 項の規定による売却に係る代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

[ 意 見 ]

1 項 2 項は、「株式取得者が和解調書、調停調書その他前号の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面を提供して請求をしたとき」とすべきである。

[ 理 由 ]

現行商法施行規則第 194 条第 1 項第二号は「株式を取得した者が、株主が名義書換の意思表示をする旨を記載した和解調書その他前号の確定判決と同一の効力を有するものを提出して請求をしたとき」と規定しているが、会社法施行規則において和解調書を削除する理由は見当たらない。また、調停調書も例示に追加すべきである。

（株式取得者からの承認の請求）

- 第 25 条 法第 137 条第 2 項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 株式取得者が株主として株主名簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該株式取得者の取得した株式に係る法第 137 条第 1 項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。
- 二 株式取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。
- 三 株式取得者が当該株式会社の株式を競売により取得した者である場合において、当

- 該競売により取得したことを証する資料を提供して請求をしたとき。
- 四 株式取得者が株式交換（組織変更株式交換を含む。）により当該株式会社の発行済株式の全部を取得した会社である場合において、当該株式取得者が請求をしたとき。
- 五 株式取得者が株式移転（組織変更株式移転を含む。）により当該株式会社の発行済株式の全部を取得した株式会社である場合において、当該株式取得者が請求をしたとき。
- 六 株式取得者が法第 197 条第 1 項の株式を取得した者である場合において、同条第 2 項の規定による売却に係る代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。
- 七 株式取得者が株券喪失登録者である場合において、当該株式取得者が法第 221 条第 4 号に規定する株券喪失登録日の翌日から起算して 1 年を経過した日以降に、請求をしたとき（株券喪失登録が当該日前に抹消された場合を除く。）。
- 2 前項の規定にかかわらず、株式会社が株券発行会社である場合には、法第 137 条第 2 項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 株式取得者が株券を提示して請求をした場合
- 二 株式取得者が株式交換（組織変更株式交換を含む。）により当該株式会社の発行済株式の全部を取得した会社である場合において、当該株式取得者が請求をしたとき。
- 三 株式取得者が株式移転（組織変更株式移転を含む。）により当該株式会社の発行済株式の全部を取得した株式会社である場合において、当該株式取得者が請求をしたとき。
- 四 株式取得者が法第 197 条第 1 項の株式を取得した者である場合において、同条第 2 項の規定による売却に係る代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

[ 意 見 ]

会社法施行規則案第 23 条 1 項二号に対する意見と同意見である。

（議案の追加の請求の時期）

第 30 条 法第 160 条第 3 項に規定する法務省令で定める時は、法第 156 条第 1 項の株主総会の日（定款でこれを下回る期間を定めた場合にあっては、その期間）前とする。

[ 意 見 ]

株主による議案の追加請求の期限は、「5 日」ではなく「3 日」とすべきである。

[ 理 由 ]

法 160 条 2 項は、会社から株主に対する議案の追加請求をすることができる旨の通知を法務省令に委ねているが、会社法施行規則案 29 条では、当該期間を二号、三号の場合には当該株主総会の日（1 週間前）としているため、実際に株主に当該通知が到着する日にちのことを考えると、「5 日」では株主としては追加請求をしようとしても物理的に不可能となるおそれがある。そこで、日程的余裕を見るため、「3 日」とすべきである。

（市場価格のある株式の売却価格）

第 38 条 法第 197 条第 2 項に規定する法務省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する株式の価格とする方法とする。

- 一 当該株式を市場において行う取引によって売却する場合 当該取引によって売却する価格

- 二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる額のうちいずれか高い額
- イ 法第 197 条第 2 項の規定により売却する日（以下この条において「売却日」という。）における当該株式についての最終取引価格
  - ロ 売却日の属する週の前週の各日における当該株式についての最終取引価格の平均額
  - ハ 売却日において当該株式が公開買付け等の対象であるときは、当該公開買付け等に係る契約における当該株式の価格

[ 意 見 ]

二号ロは、前週の平均では期間的に短すぎると考えられることから、1ヶ月程度の期間とすべきである。

[ 理 由 ]

市場価格は変動するものであるから、平均価格を算定するにしても、算定の対象期間が短期の場合には、一時的な価格高騰の影響を受けて、実体を反映していない可能性があるため、より長期の、具体的には 15 条の意見の際に例示した 1ヶ月程度の期間の平均額を採用すべきである。

（申込みをしようとする者に対して通知を要しない場合）

第 42 条 法第 203 条第 4 項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合であつて株式会社と同条第 1 項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。

- 一 当該株式会社が証券取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合
- 二 当該株式会社が外国の法令に基づき目論見書その他これに相当する書面その他の資料を提供している場合

[ 意 見 ]

二号は、使用言語として日本語を使用（併記）している場合に限定すべきである。

[ 理 由 ]

外国の法令に基づく目論見書では、その使用されている言語によっては、通知を受ける者が理解可能とは限らないので、引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがある。そこで、使用言語は、少なくとも日本語を併記している場合に限るべきである。

（検査役の調査を要しない市場価格ある有価証券）

第 43 条 法第 207 条第 9 項第三号に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に規定する有価証券の価格とする方法とする。

- 一 法第 199 条第 1 項第三号の価額を定めた日（以下この条において「価額決定日」という。）における当該有価証券についての最終取引価格
- 二 価額決定日の属する週の前週の各日における当該有価証券についての最終取引価格の平均額
- 三 価額決定日において当該有価証券が公開買付け等の対象であるときは、当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

[ 意 見 ]

会社法施行規則案第 15 条に対する意見と同意見である。



(申込みをしようとする者に対して通知を要しない場合)

第 51 条 法第 242 条第 4 項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合であって、株式会社が同条第 1 項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。

- 一 当該株式会社が証券取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合
- 二 当該株式会社が外国の法令に基づき目論見書その他これに相当する書面その他の資料を提供している場合

[ 意 見 ]

会社法施行規則案第 42 条に対する意見と同意見である。

(新株予約権原簿記載事項の記載等の請求)

第 52 条 法第 260 条第 2 項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 新株予約権取得者が新株予約権者として新株予約権原簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該新株予約権取得者の取得した新株予約権に係る法第 260 条第 1 項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。
  - 二 新株予約権取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。
  - 三 新株予約権取得者が一般承継により当該株式会社の新株予約権を取得した者である場合において、当該一般承継を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。
  - 四 新株予約権取得者が当該株式会社の新株予約権を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことを証する資料を提供して請求をしたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、新株予約権取得者が取得した新株予約権が証券発行新株予約権又は証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権である場合には、法第 260 条第 2 項に規定する法務省令で定める場合は、新株予約権取得者が新株予約権証券又は新株予約権付社債券を提示して請求をした場合とする。

[ 意 見 ]

会社法施行規則案第 23 条に対する意見と同意見である。

(新株予約権取得者からの承認の請求)

第 53 条 法第 263 条第 2 項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 新株予約権取得者が新株予約権者として新株予約権原簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該新株予約権取得者の取得した新株予約権に係る法第 263 条第 1 項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。
  - 二 新株予約権取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。
  - 三 新株予約権取得者が当該株式会社の新株予約権を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことを証する資料を提供して請求をしたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、新株予約権取得者が取得した新株予約権が証券発行新株予約権又は証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権である場合には、法第 263 条第 2 項に規定する法務省令で定める場合は、新株予約権取得者が新株予約権証券又は新株予約権付社債券を提示して請求をした場合とする。

[ 意 見 ]

会社法施行規則案第 25 条に対する意見と同意見である。

( 検査役の調査を要しない市場価格ある有価証券 )

第 55 条 法第 284 条第 9 項第三号に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に規定する有価証券の価格とする方法とする。

- 一 行使日における当該有価証券についての最終取引価格
- 二 行使日の属する週の前週の各日における当該有価証券についての最終取引価格の平均額
- 三 行使日において当該有価証券が公開買付け等の対象であるときは、当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

[ 意 見 ]

会社法施行規則案第 15 条に対する意見と同意見である。

( 取締役会の議事録 )

第 64 条 法第 369 条第 3 項の規定による取締役会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

- 2 取締役会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。
- 3 取締役会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
  - 一 取締役会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は株主が取締役会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)
  - 二 取締役会が法第 373 条第 2 項の取締役会であるときは、その旨
  - 三 取締役会が法第 366 条第 2 項の招集権者を定めた場合において、当該招集権者以外の取締役(法第 47 条第 1 項の規定により選定された委員を含む。)の請求により招集されたもの又は当該取締役により招集されたものであるときは、その旨
  - 四 取締役会が法第 367 条の規定による株主の請求により招集されたもの又は当該株主により招集されたものであるときは、その旨
  - 五 取締役会が法第 383 条第 2 項の規定による監査役の請求により招集されたもの又は当該監査役により招集されたものであるときはその旨
  - 六 取締役会が法第 47 条第 2 項の規定による執行役の請求により招集されたもの又は当該執行役により招集されたものであるときは、その旨
  - 七 取締役会の議事の経過の要領及び結果
  - 八 決議を要する事項について特別の利害関係を有する取締役があるときは、その氏名
  - 九 次に掲げる規定により取締役会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要
    - イ 法第 365 条第 2 項(法第 409 条第 2 項において準用する場合を含む。)
    - ロ 法第 367 条第 4 項
    - ハ 法第 376 条第 1 項
    - ニ 法第 382 条
    - ホ 法第 383 条第 1 項
    - ヘ 法第 406 条
  - 十 取締役会に出席した取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は株主の氏名又は名称
  - 十一 取締役会の議長が存するときは、その氏名
- 4 次の各号に掲げる場合には、取締役会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
  - 一 法第 370 条の規定により取締役会の決議があったものとみなされた場合 次に掲げる事項
    - イ 取締役会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - ロ イの事項の提案をした取締役の氏名

- 八 取締役会の決議があったものとみなされた日
- 二 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名
- 二 法第 372 条の規定により取締役会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項
  - イ 取締役会への報告を要しないものとされた事項の内容
  - ロ 取締役会への報告を要しないものとされた日
  - ハ 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

[ 意 見 ]

- 1 3 項一号の「当該場所に存しない取締役」とは、テレビ会議、電話会議での出席を想定した表現と推測されるが、必ずしも意味が明確ではないので、他の表現を検討されたい。
- 2 3 項二号から六号は、招集主体に関するものであるが、9 項と同様の整理が可能ではないか、表現を整理されたい。
- 3 3 項第九号は、意見又は発言の概要の記載を求める者であるが、七号の「議事の経過の要領及び結果」と関連するものであるから、規定の順序として八号と入れ替えるべきである。
- 4 新たな条項として「取締役が議事録に異議をとどめるときは、当該取締役はその旨を議事録に記載することができるものとする。」との条項を追加するべきである。
- 5 4 項一号に、取締役の同意を証する書面または電磁的記録を証するものを議事録に添付することを求めるべきである。

( 会計参与報告の内容 )

- 第 65 条 法第 374 条第 1 項の規定により作成すべき会計参与報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
- 一 会計参与が職務を行うにつき会計参与設置会社と合意した事項のうち主なもの
  - 二 次に掲げるもの（以下この条において「計算関係書類」という。）のうち、会計参与が作成したものの種類
    - イ 成立の日における貸借対照表
    - ロ 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書
    - ハ 臨時計算書類
    - ニ 連結計算書類
  - 三 計算関係書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算関係書類作成のための基本となる事項であって、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）
    - イ 資産の評価基準及び評価方法
    - ロ 固定資産の減価償却の方法
    - ハ 引当金の計上基準
    - ニ 収益及び費用の計上基準
    - ホ その他計算関係書類の作成のための基本となる重要な事項
  - 四 計算関係書類の作成に用いた資料の種類その他計算関係書類の作成の過程及び方法
  - 五 前号に規定する資料が次に掲げる事由に該当するときは、その旨及びその理由
    - イ 当該資料が著しく遅滞して作成されたとき。
    - ロ 当該資料の重要な事項について虚偽の記載がされていたとき。
  - 六 計算関係書類の作成に必要な資料が作成されていなかったとき又は適切に保存されていなかったときは、その旨及びその理由

- 七 会計参与が計算関係書類の作成のために行った報告の徴収及び調査の結果  
八 会計参与が計算関係書類の作成に際して取締役又は執行役と協議した主な事項

[意見]

- 1 三号では、「計算関係書類の作成のために採用している会計処理の基準等を変更したときは、その変更内容」についても記載すべきである。
- 2 六号に、「会計参与が計算関係書類の作成に必要な資料の提示を求めたが提示されなかったとき」も追加すべきである。

[理由]

- 1 三号は、計算関係書類の作成のために採用している会計処理の基準等を規定しているが、当該基準を変更したときの規定がない。前年度と対比して計算関係書類をみたとき、その変更が明確にならないときは、その計算関係書類の適正を判断し得ない。「計算関係書類の作成のために採用している会計処理の基準等を変更したときは、その変更内容」についても記載を求めるべきである。
- 2 六号は、「作成されていなかったとき」と「保存されていなかったとき」の対応について規定しているが、作成・保存されているが、提示されないこともあり得るので、かかる場合も含めた規定に改めるべきである。

第74条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定めるべき事項は、別に省令で定めるところによる。

- 一 法第432条第1項
  - 二 法第435条第1項及び第2項（事業報告及びその附属明細書に係る部分を除く。）
  - 三 法第437条（事業報告に係る部分を除く。）
  - 四 法第440条第1項
  - 五 法第441条第1項
  - 六 法第444条第1項及び第6項
  - 七 法第445条第4項及び第5項
  - 八 法第446条第一号ホ及び第七号
  - 九 法第452条
  - 十 法第461条第2項第二号イ、第五号及び第六号
- 2 法第445条第5項に規定する法務省令で定めるべき事項は、別に省令で定めるところによる。

[意見]

- 1 項七号と2項の規定する省令の内容を明記する必要がある。

[理由]

- 1 項柱書は「次に掲げる規定に規定する法務省令で定めるべき事項は、別に省令で定めるところによる。」として七号で「法第445条第4項及び第5項」と規定し、計算省令に委任し、また、2項は、「法第445条第5項に規定する法務省令で定めるべき事項は、別に省令で定めるところによる。」と規定し、組織再編省令に委任するが、一般人には、かかる個別省令への委任を理解することは困難である。そこで、委任省令を容易に理解できるような方策を検討すべきである。

(公開会社の特則)

第77条 株式会社が公開会社である場合には、前条に規定する事項のほか、次に掲げる事

項を事業報告の内容としなければならない。

一 株式会社の現況に関する事項

二 株式会社の会社役員（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していたものであって、当該事業年度の末日までに退任したものを含む。以下この節において同じ。）に関する事項

三 株式会社の株式に関する事項

四 株式会社の新株予約権等に関する事項

2 前項第一号に規定する「株式会社の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項（当該株式会社の事業が二以上の部門に分かれている場合にあつては、部門別に区別することが困難である場合を除き、その部門別に区別された事項）とする。

一 当該事業年度の末日における主要な事業内容

二 当該事業年度の末日における主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

三 当該事業年度の末日において主要な借入先があるときは、その借入先及び借入額

四 当該事業年度における事業の経過及び成果

五 当該事業年度における次に掲げる事項についての状況（重要なものに限る。）

イ 資金調達

ロ 設備投資

ハ 事業の譲渡

ニ 他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受け

ホ 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分の取得又は新株予約権等

ヘ 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該株式会社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の会社の事業に関する権利義務の承継

六 直前3事業年度の財産及び損益の状況

七 重要な親会社及び子会社の状況（当該親会社及び子会社との間で通例的でない取引がある場合にあつては、当該取引の内容を含む。）

八 対処すべき課題

九 前各号に掲げるもののほか、株式会社の現況に関する重要な事項

3 第1項第二号に規定する「株式会社の会社役員に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 氏名（会計参与にあつては、氏名又は名称）

二 地位及び担当

三 他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときは、その重要な事実

四 当該事業年度に係る会社役員（次条に規定する場合にあつては、社外役員を除く。以下この号において同じ。）の報酬等の総額（会社役員の一部につき当該会社役員ごとの報酬等の額を掲げることとする場合にあつては、当該会社役員ごとの報酬等の額及びその他の会社役員報酬等の総額）

五 当該事業年度中に辞任し、又は解任された会社役員（任期の満了に伴い辞任したものと及び株主総会の決議によって解任されたものを除く。）があるときは、当該会社役員の名（会計参与にあつては、氏名又は名称）

六 当該事業年度に係る当該株式会社の会社役員（会計参与を除く。以下この号において同じ。）の重要な兼職の状況（第三号に掲げる事項を除く。）

七 監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実

八 前各号に掲げるもののほか、株式会社の会社役員（当該事業年度の末日後に就任したものを含む。）に関する重要な事項

4 第1項第三号に規定する「株式会社の株式に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 当該事業年度の末日において議決権（会社役員を選任及び定款の変更に関する議案

の全部につき株主総会において議決権を行使することができない株式に係る議決権を除く。以下この号において同じ。)の総数の10分の1以上の数の議決権を有する株主の氏名又は名称及び当該株主の有する議決権の数

二 前号に掲げるもののほか、株式会社の株式に関する重要な事項

5 第1項第四号に規定する「株式会社の新株予約権等に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 当該事業年度の末日において当該株式会社の会社役員が当該株式会社の新株予約権等を有しているときは、次に掲げる者の区分ごとの当該新株予約権等の内容の概要及び新株予約権等を有する者の人数

イ 当該株式会社の取締役(社外取締役(社外取締役候補者として選任されたもの及び社外取締役であるものとして登記されたものに限る。ロにおいて同じ。))を除き、執行役を含む。)

ロ 当該株式会社の社外取締役

ハ 当該株式会社の取締役(執行役を含む。))以外の会社役員

二 当該事業年度中に次に掲げる者に対して当該株式会社が交付した新株予約権等があるときは、次に掲げる者の区分ごとの当該新株予約権等の内容の概要及び交付した者の人数

イ 当該株式会社の使用人(当該株式会社の会社役員を兼ねている者を除く。)

ロ 当該株式会社の子会社の役員及び使用人(当該株式会社の会社役員又はイに掲げる者を兼ねている者を除く。)

三 前二号に掲げるもののほか、当該株式会社の新株予約権等に関する重要な事項

6 株式会社が連結計算書類を作成している場合には、第2項各号に掲げる事項については、当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の現況に関する事項とすることができる。

[ 意 見 ]

1 2項七号の「重要な親会社及び子会社の状況」について、支配基準による限り、親会社はいずれも「重要」であることが前提と解されるから、「親会社及び重要な子会社の状況」と表現を改めるべきである。

2 3項七号における「監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実」との規定は、その意味するとことが抽象的で不明確であり、削除ないし再考すべきである。

(社外役員等を設けた株式会社の特則)

第78条 株式会社が公開会社である場合において、会社役員の全部又は一部が社外役員(社外取締役(社外取締役候補者として選任されたもの及び社外取締役であるものとして登記されたものに限る。))及び社外監査役(社外監査役候補者として選任されたもの及び社外監査役であるものとして登記されたものに限る。)をいう。以下この条において同じ。)であるときは、株式会社の会社役員に関する事項には、前条第3項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を含むものとする。

一 社外役員が他の会社(外国会社を含む。以下この号において同じ。)の業務執行取締役、執行役若しくは業務を執行する社員(他の会社が外国会社である場合にあっては、これらに相当するもの。第三号において同じ。)又は使用人であるときは、その事実及び当該株式会社と当該他の会社との関係

二 社外役員が他の株式会社の社外役員を兼任しているときは、その事実

三 社外役員が当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者(株主総会等に関する法務省令第2条第2項第1二号に規定する特定関係事業者をいう。)の業務執行取締役、執行役若しくは業務を執行する社員又は使用人の3親等内の親族その他これに準

ずるものであるときは、その事実

四 各社外役員の当該事業年度における主な活動状況（次に掲げる事項を含む。）

イ 取締役会への出席の状況

ロ 取締役会における発言の状況

八 当該社外役員の意見により株式会社の事業の方針又は事業その他の事項に係る決定が変更された場合にあってはその内容

二 当該事業年度中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があるときは、各社外役員が当該事実の発生の予防のために行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為

五 社外役員と当該株式会社との間で法第 427 条第 1 項の契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によって当該社外役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）

六 当該事業年度に係る社外役員の報酬等の総額（社外役員の全部又は一部につき当該社外役員ごとの報酬等の額を掲げることとする場合にあっては、当該社外役員ごとの報酬等の額及びその他の社外役員の報酬等の総額）

七 当該社外役員が当該株式会社の親会社又は当該親会社の子会社（当該株式会社を除く。）から役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の額

八 当該株式会社、当該株式会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等以外の財産上の利益を受けている社外役員があるときは、当該社外役員が受けた財産上の利益の状況

九 社外役員が過去 5 年以上当該株式会社の社外役員となっているときは、その旨

十 社外役員についての前各号に掲げる事項の内容に対当該社外役員の意見があるときは、その意見

[意見]

四号におけるロ及び八は削除ないし再考すべきである。

[理由]

1 四号ロの「発言の状況」とは、同八の「内容」との文言との対比から具体的な発言内容ではなく「状況」とは解釈できるが、「内容」を明らかにしない発言回数を幾ら記載しても意味があるとは考えられないし、質問を含むのか等必ずしも明確ではない。

2 他方、八は「当該社外役員の意見により株式会社の事業の方針又は事業その他の事項に係る決定が変更された場合にあってはその内容」であるところ、実際の取締役会において、どの取締役のいずれの発言ないし意見でいずれの点が如何に変更されたかは判別が困難である。取締役会は、参加する全ての取締役と監査役とが互いに意見を述べ合いその議事の中で最終的な意見が形成されるというプロセスを経るものであり、実務的には、どの意見がどのような変更をもたらしたかを決められないことが大半である。

（株式会社の支配に関する基本方針）

第 80 条 株式会社が当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めている場合には、次に掲げる事項をも事業報告の内容としなければならない。

一 基本方針の内容

二 次に掲げる取組みの具体的な内容

イ 当該株式会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

ロ 基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

三 前号の取組みの次に掲げる要件への該当性に関する当該株式会社の取締役(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の判断及びその判断に係る理由(当該理由が社外役員の存否に関する事項のみである場合における当該事項を除く。)

イ 当該取組みが基本方針に沿うものであること。

ロ 当該取組みが当該株式会社の価値又は株主の利益を損なうものではないこと。

ハ 当該取組みが当該株式会社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと。

[意見]

「当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」との規定が必ずしも明らかではないので、再考を要する。

[理由]

本条は、買収防衛策に関する事項に関するものであるが、一読して本条が当該規定に関するものであるかは明らかではない。直截にその旨規定をすれば足りるのではないか。

(金銭分配請求権が行使される場合)

第100条 法第505条第3項第一号に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって残余財産の価格とする方法とする。

一 法第505条第1項第一号の期間の末日(以下この条において「行使期限日」という。)における当該残余財産についての最終取引価格

二 行使期限日の属する週の前週の各日における当該残余財産についての最終取引価格の平均額

三 行使期限日において当該残余財産が公開買付け等の対象であるときは、当該公開買付け等に係る契約における当該残余財産の価格

2 法第506条の規定により法第505条第3項後段の規定の例によることとされる場合における前項第一号の規定の適用については、同号中「法第505条第1項第一号の期間の末日」とあるのは、「残余財産の分配をする日」とする。

[意見]

1項二号口については、前週の各日といった短期間ではなく、15条についての意見で例示した1ヶ月程度の期間とすべきである。

(閲覧権者)

第110条 法第684条第2項に規定する法務省令で定める者は、社債権者その他の社債を発行した会社の債権者並びに株主及び社員とする。

[意見]

「社債権者その他の社債を発行した会社の債権者並びに株主及び社員」との文言は判りにくい。「社債権者、社債を発行した会社の債権者並びに株主及び社員」とすべきである。

(計算書類の公告)

第122条 外国会社が法第809条第1項の規定により貸借対照表に相当するもの(以下この条において「外国貸借対照表」という。)の公告をする場合には、外国貸借対照表に注記(注記に相当するものを含む。)の部分省略することができる。

2 法第819条第2項に規定する「外国貸借対照表の要旨」とは、外国貸借対照表を次に掲げる項目(当該項目に相当するものを含む。)に分類したものをいう。



- 一 資産の部
  - イ 流動資産
  - ロ 固定資産
  - ハ その他
- 二 負債の部
  - イ 流動負債
  - ロ 固定負債
  - ハ その他
- 三 純資産の部
  - イ 資本金及び資本剰余金
  - ロ 利益剰余金
  - ハ その他

- 3 外国会社が法第 819 条第 1 項の規定による外国貸借対照表の公告 又は同条第 2 項の規定による外国貸借対照表の要旨の公告をする場合において、当該外国貸借対照表が日本語以外の言語で作成されているときは、当該外国会社は、当該公告を日本語をもってすることを要しない。
- 4 外国貸借対照表が存しない外国会社については、当該外国会社に株式会社の計算に関する法務省令の規定を適用することとしたならば作成されることとなるものを外国貸借対照表とみなして、前 3 項の規定を適用する。

[ 意 見 ]

3 項は貸借対照表の要旨の公告に関する規定であるから、作成自体が日本語以外の言語であっても、公告は日本語ですべきである。

[ 理 由 ]

計算書類の公告は、日本国内の債権者保護を目的とするものであるから、外国会社であっても、貸借対照表の要旨は日本語で作成させるべきである。

( 法務省令で定める方法 )

第 124 条 法第 847 条第 1 項の法務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 書面
  - 二 電磁的方法
- 2 前項に掲げる方法による請求は、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。
- 一 被告となるべき者
  - 二 民事訴訟規則（平成 8 年最高裁判所規則第五号）第 53 条第 1 項に規定する事項

[ 意 見 ]

2 項二号で民事訴訟規則を準用することは反対。役員等に対する責任追及訴訟を会社に請求するに際してはより簡易な記載で足りるとすべきである。

[ 理 由 ]

本条は、役員等に対する代表訴訟の提訴請求を求める場合の請求方法等について定めているが、2 項は、会社に対する提訴請求に際して、民事訴訟規則 53 条 1 項に規定する事項の記載を求めている。しかしながら、同民事訴訟規則は訴状提出に際しての請求の趣旨、原因（請求を特定するのに必要な事項）及び請求を理由付ける事実を具体的に記載することを定めているところ、株主は提訴請求に際し必ずしも訴状を記載するに足りるだけの情報を有するとは限らない。むしろ、法は 847 条 4 項等で監査役等によるその後の調査により具体的事情が解明されることを期待していると考えらるべきであり、提訴

請求段階で訴状と同様の記載を求めることは株主に酷である。

<p>第125条 法第847条第4項の法務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 書面</li><li>二 電磁的方法</li></ul> <p>2 前項に掲げる方法による通知は、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 株式会社が行った調査の方法（調査において調べた証拠を含む。）及び結果</li><li>二 請求対象者（次に掲げる者をいう。次号において同じ。）の責任の有無についての判断<ul style="list-style-type: none"><li>イ 発起人</li><li>ロ 設立時取締役及び設立時監査役</li><li>ハ 役員等</li><li>ニ 清算人</li><li>ホ 法第120条第3項の利益の供与を受けた者</li><li>ヘ 法第212条第1項の義務を負う募集株式の引受人</li><li>ト 法第285条第1項の義務を負う募集新株予約権の引受人</li></ul></li><li>三 請求対象者に損害を賠償する責任があると判断した場合において、責任追及等の訴え（法第847条第1項に規定する責任追及等の訴えをいう。）を提起しないときは、その理由</li></ul>
---

[意見]

2項一号は反対する。

[理由]

株式会社が行った調査結果を開示する点は格別、その方法、特に調査した証拠を明らかにする必要があるか否か疑問である。むしろ、企業秘密を保護する必要がある場面も想定されるのであるから、調査方法の開示は概要で足りるとすべきであり、必ずしも証拠の開示までは必要としないとすべきである。そもそも、企業内の調査について、「証拠」という訴訟法上の概念が当てはまるのかも疑問である。

## 2 株主総会等に関する法務省令案について

（招集の決定事項）

<p>第3条 法第298条第1項第五号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 法第298条第1項第一号に規定する株主総会が定時株主総会である場合において、同号の日が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、その日時を決定した理由<ul style="list-style-type: none"><li>イ 当該日が前事業年度に係る定時株主総会の日に対応する日と著しく離れた日であること。</li><li>ロ 株式会社が開業会社である場合において、当該日と同一の日において定時株主総会を開催する他の株式会社（公開会社に限る。）が著しく多いこと。</li></ul></li><li>二 法第298条第1項第一号に規定する株主総会の場所が過去に開催した株主総会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるとき（次に掲げる場合を除く。）は、その場所を決定した理由<ul style="list-style-type: none"><li>イ 当該場所が定款で定められたものである場合</li><li>ロ 当該場所で開催することについて株主総会に出席しない株主全員の同意がある場合</li></ul></li><li>三 法第298条第1項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項</li></ul>
---

イ	次節の規定により株主総会参考書類に記載すべき事項
ロ	特定の時(株主総会の日時以前の時であって、法第299条第1項の規定により通知を発した時から2週間を経過した時以後の時に限る。以下この号において同じ。)をもって書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時
ハ	特定の時をもって電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時
ニ	第33条の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容
四	法第298条第1項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項
イ	法第299条第3項の承諾をした株主に対しては当該株主の請求があった時に法第301条第1項の規定による議決権行使書面(同項に規定する議決権行使書面をいう。以下この章において同じ。)の交付(当該交付に代えて行う同条第2項の規定による電磁的方法による提供を含む。)をすることとするときは、その旨
ロ	一の株主が法第301条第1項及び第302条第1項の規定により議決権を行使した場合における当該株主の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項
五	法第310条第1項の規定による代理人による議決権の行使について、代理人の資格、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるとき(定款に当該事項についての定めがある場合を除く。)は、その事項
六	法第303条第2項の規定による通知の方法を定めるとき(定款に当該通知の方法についての定めがある場合を除く。)は、その方法
七	三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が株主総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要(イ又はロに掲げる事項に係る議案が確定していない場合にあつては、その旨)
イ	役員等の選任
ロ	役員等の報酬等
八	法第199条第3項又は第200条第2項に規定する場合における募集株式を引き受ける者の募集
ニ	法第238条第3項各号又は第239条第2項各号に掲げる場合における募集新株予約権を引き受ける者の募集
ホ	定款の変更

[意見]

- 1 1項一号イの「著しく離れた日」同ロの「著しく多いこと」、更には、2項の「著しく離れた場所であること」は削除すべきである。
- 2 三号ニは、33条との関係が不明確であり、削除すべきである。
- 3 五号の「代理人の資格」という文言は削除すべきである。

[理由]

- 1 そもそも「著しく」の概念が曖昧であり、「著しく」に該当するか否か自体に争いが生じかねない。また、一号ロについては、同業上場会社であれば格別、他の公開会社一般について株主総会の日を知ることは極めて困難である。

省令案は、衆議院・参議院の付帯決議を招集通知に理由を開示することで実現しようとするものと思料されるが、株主総会の開催の決定に関する取締役会の裁量権を必要以上に制限することになりかねない。理由の開示を求めるとしても、規範的性格を有する省令ではなく、ガイドライン、指針等に委ねるべきであろう。

- 2 三号ニは「第33条の取扱いを定めるときは」と規定しているが、他方、33条では「第3条第三号ニに掲げる事項を定めた場合には」と規定されており、両者が循環的な文言

となっている。整理すべきである。

- 3 代理人の資格制限については、実務でも定款に記載された場合に限定されているはずであり、定款に記載のない場合にまで資格制限が認められる運用はなされていない。五号の「代理人の資格」は、定款に記載のない場合にまで制限を加えうる可能性を示唆するもので誤解を生じかねない。

(議事録)

第10条 法第38条第1項の規定による株主総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

- 2 株主総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。
- 3 株主総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
- 一 株主総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は株主が株主総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
  - 二 株主総会の議事の経過の要領及びその結果
  - 三 次に掲げる規定により株主総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要
    - イ 法第345条第1項（同条第4項及び第5項において準用する場合を含む。）
    - ロ 法第345条第2項（同条第4項及び第5項において準用する場合を含む。）
    - ハ 法第377条第1項
    - ニ 法第379条第3項
    - ホ 法第384条
    - ヘ 法第387条第3項
    - ト 法第389条第3項
    - チ 法第398条第1項
    - リ 法第398条第2項
  - 四 株主総会に出席した取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人の氏名又は名称
  - 五 株主総会の議長が存するときは、議長の氏名
  - 六 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名
- 4 次の各号に掲げる場合には、株主総会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
- 一 法第319条第1項の規定により株主総会の決議があったものとみなされた場合次に掲げる事項
    - イ 株主総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - ロ イの事項の提案をした者の氏名又は名称
    - ハ 株主総会の決議があったものとみなされた日
    - ニ 議事録の作成に係る職務を行った取締役又は執行役の氏名
  - 二 法第320条の規定により株主総会への報告があったものとみなされた場合次に掲げる事項
    - イ 株主総会への報告があったものとみなされた事項の内容
    - ロ 株主総会への報告があったものとみなされた日
    - ハ 議事録の作成に係る職務を行った取締役又は執行役の氏名

[意見]

4項一号二、二号八の「執行役の氏名」を削除すべきである。

[理由]

4項は、株主総会の決議の省略、報告の省略がなされた場合の議事録の作成について、

執行役が作成に係る職務を行った場合に氏名の記載を求めているが、省略がなされた場合であっても株主総会に関する事項であり執行役が関与すべきではないこと、また、3項六号と平仄を合わせるためにも、ここで執行役を削除すべきである。

(取締役の選任に関する議案)

第12条 取締役が取締役の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者の氏名、生年月日及び略歴

二 就任の承諾を得ていないときは、その旨

2 前項に規定する場合において、株式会社が公開会社であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者の有する当該株式会社の株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)

二 候補者が他の会社等(会社その他の法人をいう。以下同じ。)を代表する者であるときは、その事実(重要でないものを除く。)

三 候補者と株式会社との間に特別の利害関係があるときは、その要旨

四 候補者が現に当該株式会社の取締役であるときは、当該株式会社における地位及び担当

3 第1項に規定する場合において、株式会社が公開会社であつて、かつ、他の会社の子会社であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者が現に当該他の会社(当該他の会社の子会社(当該株式会社を除く。))を含む。以下この項において同じ。)の業務執行者であるときは、当該他の会社における地位及び担当

二 候補者が過去5年間に当該他の会社の業務執行者であったときは、当該他の会社における地位及び担当

4 第1項に規定する場合において、候補者が社外取締役候補者であるときは、株主総会参考書類には、当該候補者についての次に掲げる事項(株式会社が公開会社でない場合にあつては、第三号から第六号までに掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

一 当該候補者が社外取締役候補者である旨

二 当該候補者を社外取締役候補者とした理由

三 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役(社外取締役候補者として選任されたもの及び社外取締役であるものとして登記されたものに限る。以下この項において同じ。)である場合において、当該候補者が在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があるときは、その事実及び当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為の概要

四 当該候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、在任中に当該他の株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があるときは、その事実(当該他の株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為の概要を含む。)

五 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していないものであるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものであることを示す事実

六 当該候補者が次のいずれかに該当するときは、その旨

イ 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者であること。

ロ 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。)を受ける予定があり、又は過去3年間に受けていたこと。

- 八 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者の3親等以内の親族その他これに準ずるものであること。
- 二 過去5年間に当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者となったことがあること。
- ホ 過去5年以上当該株式会社の社外取締役又は監査役となっていること。
- ヘ 過去2年間に当該株式会社が合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け（へ及び第14条第4項第六号ホにおいて「合併等」という。）により他の株式会社はその事業に関して有する権利義務を承継し、又は譲り受けた場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社の業務執行者であったこと。
- 七 当該候補者と当該株式会社との間で法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときには、その契約の内容
- 八 前各号に掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見
- 5 前項に規定する「社外取締役候補者」とは、次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう（以下この章において同じ。）。
- 一 当該候補者が過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役員又は支配人その他の使用人となつたことがないこと。
- 二 当該候補者が現に当該株式会社又はその子会社の業務執行者でないこと。
- 三 当該候補者を就任後業務を執行する取締役として選定する予定がないこと。
- 四 次のいずれかの要件に該当すること。
- イ 当該候補者を法第373条第1項第二号、第400条第3項、第425条第1項第一号八又は第427条第1項の社外取締役であるものとする予定があること。
- ロ イに掲げるもののほか、当該候補者を社外取締役であるものとして計算書類、事業報告、株主総会参考書類その他株式会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に表示する予定があること。

[ 意 見 ]

- 1 2項二号の「重要でない」は何が重要でないのか不明確であり、変更すべきである。
- 2 4項三号ないし五号は再考を要する。

[ 理 由 ]

- 1 4項三号、四号は「法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があるとき」に事実及び当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為の概要の記載を求めているが、「不当な事実」ではその範囲が必ずしも明確ではない。
- 2 三号は、四号と異なり期間制限をしていないが、当該株式会社に関する事項だとしても一定の範囲で期間を制限すべきである。
- 3 二号において、候補者と社外取締役候補者として理由を記載させながら、更に五号の「当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができることを示す事実」の記載を求めるが、二号と五号の関係が不明瞭である。

( 監査役の選任に関する議案 )

- 第14条 取締役が監査役の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 候補者の氏名、生年月日及び略歴
- 二 株式会社との間に特別の利害関係があるときは、その要旨

- 三 就任の承諾を得ていないときは、その旨
- 四 議案が法第 343 条第 2 項の規定による請求により提出されたものであるときは、その旨
- 五 法第 345 条第 4 項において準用する同条第 1 項の規定による監査役の意見があるときは、その要旨
- 2 前項に規定する場合において、株式会社が公開会社であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 候補者の有する当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）
  - 二 候補者が他の会社等を代表する者であるときは、その事実（重要でないものを除く。）
  - 三 候補者が現に当該株式会社の監査役であるときは、当該株式会社における地位及び担当
- 3 第 1 項に規定する場合において、株式会社が公開会社であり、かつ、他の会社の子会社であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 候補者が現に当該他の会社（当該他の会社の子会社（当該株式会社を除く。）を含む。以下この項において同じ。）の業務執行者であるときは、当該他の会社における地位及び担当
  - 二 候補者が過去 5 年間に当該他の会社の業務執行者であったときは、当該他の会社における地位及び担当
- 4 第 1 項に規定する場合において、候補者が社外監査役候補者であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあつては、第三号から第六号までに掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。
  - 一 当該候補者が社外監査役候補者である旨
  - 二 当該候補者を社外監査役候補者とした理由
  - 三 当該候補者が現に当該株式会社の社外監査役（社外監査役候補者として選任されたもの及び社外監査役であるものとして登記されたものに限る。以下この項において同じ。）である場合において、当該候補者が在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実があるときは、その事実及び当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為の概要
- 四 当該候補者が過去 5 年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、在任中に当該他の株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実があるときは、その事実（当該他の株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為の概要を含む。）
- 五 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していないものであるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものであることを示す事実
- 六 当該候補者が次のいずれかに該当するときは、その旨
  - イ 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者であること。
  - ロ 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の監査役としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去 3 年間に受けていたこと
  - ハ 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者の 3 親等以内の親族その他これに準ずる者であること。
  - ニ 過去 5 年間に当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者となったことがあること。
  - ホ 過去 5 年以上当該株式会社の監査役となっていること。
  - ヘ 過去 2 年間に当該株式会社が合併等により他の株式会社の事業に関して有する権利義務を承継し、又は譲り受けた場合において、当該合併等の直前に当該株式会社

- の社外監査役でなく、かつ、当該他の株式会社の業務執行者であったこと。
- 七 当該候補者と当該株式会社との間で法第 427 条第 1 項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときには、その契約の内容
- 八 前各号に掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見
- 5 前項に規定する「社外監査役候補者」とは、次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。
- 一 当該候補者が過去に当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないこと。
  - 二 次のいずれかの要件に該当すること。
    - イ 当該候補者を法第 335 条第 3 項又は第 427 条第 1 項の社外監査役であるものとする予定があること。
    - ロ イに掲げるもののほか、当該候補者を社外監査役であるものとして計算書類、事業報告、株主総会参考書類その他株式会社が法令その他これに準ずるものの規定に基づき作成する資料に記載し、又は記録する予定があること。

[ 意 見 ]

株主総会等に関する法務省令案 12 条に対する意見と同意見である。

（賛否の記載がない場合の取扱い）

第 33 条 第 3 条第三号二に掲げる事項を定めた場合には、議決権行使書面には、前条第 1 項に規定する記載のない議決権行使書面が株式会社に提出されたときにおける各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容を記載しなければならない。

[ 意 見 ]

株主総会等に関する法務省令案 3 条第三号二に対する意見と同意見である。

### 3 株式会社の業務の適正を確保する体制に関する法務省令案について

（取締役の責務）

第 3 条 取締役は、この省令に規定する事項を決定するに際しては、次に掲げる事項に留意するよう努めるものとする。

- 一 株主の利益の最大化の実現に寄与するものであること。
- 二 取締役その他の株式会社の業務を執行する者が法令及び定款を遵守し、かつ、取締役が負うべき善良な管理者としての注意を払う義務及び忠実にその職務を行う義務を全うすることができるようなものであること。
- 三 株式会社の業務及び効率性の適正の確保に向けた株主又は会社の機関相互の適切な役割分担と連携を促すものであること。
- 四 株式会社の規模、事業の性質、機関の設計その他当該株式会社の個性及び特質を踏まえた必要、かつ、最適なものであること。
- 五 株式会社をめぐる利害関係者に不当な損害を与えないようなものであること。

[ 意 見 ]

本条を法務省令で規定することは反対。

[ 理 由 ]

本条本文は、本省令案についての概要説明では「いずれも従来から株式会社の基本理念として考えられている事項を列挙したもの」とのことであるが、であるならば、本来、法律に明記すべきであって、法務省令で明記する理由に乏しい。そもそも、一号は株主



の利益を最大化することを要請するが、会社は株主・会社債権者・従業員等も含む利害関係者すべての利害調整の上に成り立っており、五号もそれを前提とする。株主の利益を最大化すると明文化することは他の利害関係者の利益を損なうことにつながるおそれがないか、疑問がある。

#### 4 株式会社の監査に関する法務省令案について

(知識及び技術)

第4条 監査人(監査役、監査役会、会計監査人、監査委員及び監査委員会をいう。以下この章において同じ。)は、その職務の遂行に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

[意見]

本条を法務省令で規定することは反対。

[理由]

本条を省令で規定することについて会社法の授權が存するか疑問がある。そもそも、本来法の施行のための技術的細則を定める省令においてかかる努力義務を規定すること自体疑問がある。

(独立性等)

第5条 監査人は、常に公正不偏の態度及び独立の立場を保持して、その職務を遂行しなければならない。

2 監査人は、正当な注意を払い、懐疑心を保持して、その職務を遂行しなければならない。

[意見]

4条についての意見と同意見である。また、「懐疑心を保持」して、その職務を遂行しなければならないという規定が省令の文言として適切か極めて疑問である。

第10条 法第436条第1項及び第2項、第441条第2項並びに第444条第4項の規定による監査(事業報告及びその附属明細書に係るものを除く。)については、この章の定めるところによる。

2 前項に規定する監査には、公認会計士法(昭和23年法律第13号)第2条第1項に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報とこれらの資料に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。

[意見]

2項の文言を整備し、また、通則である以上、会計監査人選任会社以外の株式会社において実現可能な表現に改めるべきである。

[理由]

2項は、その意味するところが明確ではない。そもそも、10条は、株式会社の監査に関する法務省令案の「第四章 計算関係書類の監査 第一節 通則」に定められているので、会計監査人だけではなく、監査役、監査委員も対象に含まれると解されるが、会計監査人を選任していない比較的小規模の会社において、その監査役に、「会計士法第2条第1項に規定する監査のほか、更に、計算関係書類に表示された情報とこれらの資料に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達する

ための手続を含む」監査が可能か疑問である。

(監査役の監査報告の内容)

第 11 条 監査役(会計監査人設置会社の監査役を除く。以下この節において同じ。)は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監査の方法及びその内容

二 計算関係書類が当該株式会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

三 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

四 追記情報

2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項であって、監査役の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする(第 15 条第 1 項第四号において同じ。)

一 継続企業の前提(株式会社の計算に関する法務省令(平成 18 年法務省令第 号)第 69 条に規定する継続企業の前提をいう。)に係る事項

二 正当な理由による会計方針の変更

三 重要な偶発事象

四 重要な後発事象

[意見]

2 項二号の「正当な理由による会計方針の変更」の「正当な」という文言は削除し、単に「会計方針の変更」とすべきである。

[理由]

2 項は、監査役が判断に際して説明を付す、また、強調する必要がある事項に関するものであるから、会計方針の変更を「正当な理由による」ものに限定する理由に乏しい。

## 5 株式会社の特別清算に関する法務省令案について

誤植の訂正以外に特に意見はない。

## 6 持分会社に関する法務省令案について

(各事業年度に係る計算書類)

第 11 条 法第 617 条第 2 項に規定する法務省令で定めるものは、次の各号に掲げる持分会社の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 合名会社及び合資会社 当該合名会社及び合資会社が損益計算書、社員資本等変動計算書又は個別注記表の全部又は一部をこの章の規定に従い作成するものと定めた場合におけるこの章の規定に従い作成される損益計算書、社員資本等変動計算書又は個別注記表

二 合同会社 この章の規定に従い作成される損益計算書、社員資本等変動計算書及び個別注記表

2 各事業年度に係る計算書類の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日(当該事業年度の前事業年度がない場合にあっては、成立の日)から当該事業年度の末日までの期間とする。この場合において、当該期間は、1 年(事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、1 年 6 箇月)を超えることができない。

3 法第 617 条第 2 項の規定により作成すべき各事業年度に係る計算書類は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

[ 意 見 ]

1 項一号の表現を改め明確にすべきである。

[ 理 由 ]

合資会社・合名会社についての「この章の規定に従い作成するものと定めた場合における」という部分が、旧法 32 条同様に貸借対照表（法第 617 条第 1 項）と会計帳簿（法第 615 条第 1 項）のみ要求し、損益計算書その他の書類は任意の作成に任せる趣旨か否か、また、誰がどのような方法により「作成するものと定め」るのかも不明である。

## 7 組織再編行為に関する法務省令案について

（譲渡制限株式等）

第 59 条 法第 783 条第 3 項に規定する法務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める会社の取得条項付株式（当該取得条項付株式に係る法第 108 条第 2 項第六号口の他の株式の種類が当該各号に定める会社の譲渡制限株式であるものに限る。）又は取得条項付新株予約権（当該取得条項付新株予約権に係る法第 236 条第 1 項第七号二の株式が当該イからニまでに定める会社の譲渡制限株式であるものに限る。）とする。

- 一 吸収合併をする場合 吸収合併存続株式会社
- 二 株式交換をする場合 株式交換完全親会社
- 三 新設合併をする場合 新設合併設立株式会社
- 四 株式移転をする場合 株式移転設立完全親会社

[ 意 見 ]

当該各号に定める会社と限定している点には疑問がある。また全部取得条項付株式又は全部取得条項付新株予約権を除外している理由が不明確である。

[ 理 由 ]

本省令案は、附則第 2 項により合併等対価柔軟化の施行時期までに必要な見直しを行うとされているが、提案されている省令案自体その趣旨が明らかでない。第 1 に、法 783 条 3 項例示の譲渡制限株式については発行主体が限定されていないことと均衡を失するのではないかと、第 2 に、第一号～第四号に定める会社の親会社の発行に係るものは除かれる結果となり、結果として、三角合併の場合は消滅会社の総会決議は特殊決議でなく、てよいこととなり、消滅会社等株主の保護に欠けるおそれがあるのではないかと。